

## 長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱

### (目的)

第1条 市長は、長岡京市内の農業団体及び関係機関等で構成する長岡京市地域農業再生協議会（以下、「協議会」という。）の実施する農業者戸別所得補償制度の適切な運営をはじめとする各種事業を実施するために要する経費について、予算の範囲内において長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては長岡京市補助金等交付規則（昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付対象者等)

第2条 交付金の交付対象者は協議会とし、その対象事業、対象経費及び額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付の申請)

第3条 協議会が、交付金の交付を受けようとするときは、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して、別に定める日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

### (交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請書に係る交付金等の交付の適否を審査し、必要と認めるときは、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付決定通知書（別記様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定について、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この交付金は、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱に基づく交付対象事業以外に使用しないこと。
- (2) 事業に要する経費の配分若しくは事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 交付の目的に反するときは、交付金の一部又は全部を返還させることがあること。

(7) 事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。

(8) 事業の遂行に関しては、規則及びこの要綱の規定を遵守すること。

(9) その他市長が必要と認めること。

(申請の取下げ)

第5条 協議会は、前条第1項の規定による通知書を受領した場合において、当該申請にかかる交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請にかかる交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業の遂行)

第6条 協議会は、第4条の規定による交付金の交付の決定を受けたときは、交付金の交付の目的及びこれに付された条件、その他この要綱に従って交付金を使用し、ほかの目的に使用してはならない。

(事業計画の変更及び承認)

第7条 協議会が、事業計画の変更をしようとするときは、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金事業計画変更承認申請書(別記様式第5号)を市長に提出して、その承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討のうえ承認した場合には、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金事業計画変更承認書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(事業終了報告)

第8条 協議会は、事業の完了後、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金事業終了報告書(別記様式第7号)に次に掲げる書類を添付して、30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績報告書(別記様式第2号)

(2) 収支決算書(別記様式第3号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(確定通知)

第9条 市長は、前条に規定する事業の終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その事業の成果が交付金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金確定通知書(別記様式第8号)により、協議会に通知するものとする。

(請求及び交付)

第10条 前条の規定による確定通知を受けた協議会は、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付請求書（別記様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により請求を受けた場合には、協議会に対し、交付金を交付するものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、協議会に特に必要があると認めた場合には、前条の規定にかかわらず、その事業の施行前又は施行中に交付金を概算交付することができる。

2 協議会は、前項の規定による概算交付を受けようとするときは、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金概算交付請求書（別記様式第10号）に第4条の交付決定通知書の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

（交付金の交付取消及び返還等）

第12条 市長は、協議会が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは交付金の交付決定若しくは確定を取消し、又はすでに交付した交付金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 交付金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき又は使用しなかったとき。

(3) 交付金の交付に付した条件に違反したとき。

(4) 事業の実施方法が、交付金の交付の趣旨にそわないと認められるとき。

2 市長は、協議会が第11条の規定により交付金の交付を受けた場合において、交付金交付済額が実績報告に基づく必要な交付金の額を超えたときは、協議会に対して、その差額を返還させることができる。

（延滞金）

第13条 市長は、前条の規定により交付金の返還を命じた場合において、交付金の返還が納期限までに納付されなかったときは、協議会に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別 表

対象団体	対象事業及び経費	額
<p>長岡京市 地域農業再生協議会</p>	<p>米の戸別所得補償制度、担い手の育成確保及び耕作放棄地の再生に関する事等農業振興事業に要する経費</p>	<p>予算に定める額</p>

別記様式第1号（第3条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付申請書

年度長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金の交付を受けたいので、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 事 業 名

2 交付申請額 金 円

3 添 付 書 類

(1) 事業実施計画書

(2) 収支予算書

別記様式第2号（第3条、第8条関係）

事業実施計画書  
(事業実績報告書)

1 事業の名称	
2 事業の目的	
3 事業の概要	
4 事業実施時期	
5 事業実施場所	

別記様式第3号（第3条、第8条関係）

収 支 予 算 書  
 (収 支 決 算 書)

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市交付金			
計			

支 出

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 支出科目欄及び説明欄は、具体的に記入し、積算基礎を明確にすること。

第 号  
年 月 日

長岡京市地域農業再生協議会 様

長岡京市長

㊟

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の交付金について、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり交付決定をしたので通知します。

記

1 事業名

2 交付見込額 金 円

3 交付条件

- (1) この交付金は、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱に基づく交付対象事業以外に使用しないこと。
- (2) 事業に要する経費の配分若しくは事業の内容を変更し、又は事業を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに事業終了報告書を提出すること。
- (5) 事業が適正に行われることを期するため、必要があるときは、市長が事業の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 交付の目的に反するときは、交付金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 事業に係る収支状況等を常に明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を5年間保管しておくこと。
- (8) 事業の遂行に関しては、長岡京市補助金等交付規則及び長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱の規定を遵守すること。
- (9) その他市長が必要と認めること。



別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金事業計画変更承認申請書

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第7条の規定により事業計画の変更をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事 業 名

2 申請及び決定年月日

申請 年 月 日

決定 年 月 日

3 変 更 理 由

4 変更の内容及び経費の配分

5 変更後の収支予算書

収 入

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
市交付金			
計			

支 出

(単位：円)

科 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 決 算 額 (本年度決算額)	説 明
計			

(注) 変更前は上段に ( ) 書し、変更後は下段に記入すること。

別記様式第6号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

長岡京市地域農業再生協議会 様

長岡京市長



長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金事業計画変更承認書

年 月 日付で申請のあった標記の交付金について、下記の条件を付して承認  
します。

記

1 事業名

2 交付見込額 金 円

3 承認条件

(1)

(2)

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所

団 体 名

代表者名

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金事業終了報告書

年 月 日付で交付決定通知を受けた標記の交付金についての事業を完了したので、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 事 業 名

2 完了年月日 年 月 日

3 添 付 書 類

(1) 事業実績報告書

(2) 収支決算書

別記様式第 8 号（第 9 条関係）

第 号  
年 月 日

長岡京市地域農業再生協議会 様

長岡京市長

㊟

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金確定通知書

年 月 日付第 号で交付決定をした長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金について、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1 事業名

2 交付確定額 金 円

別記様式第9号（第10条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の交付金について、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事 業 名

2 請 求 額 金 円

別記様式第10号（第11条関係）

年 月 日

長岡京市長 様

住 所  
団 体 名  
代表者名

長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金概算交付請求書

年 月 日付で交付決定の通知があった標記の補助金等について、長岡京市地域農業再生協議会運営事業交付金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 金 円

3 概算交付が必要な理由

4 添付書類

(1) 交付決定通知書の写し